

路外駐車場配置等基準

都市再生特別措置法第 62 条の 9 第 1 項に規定する特定路外駐車場の出入口に関する技術的基準は、次のとおりとする。ただし、駐車場の敷地の形状等の理由から、車両の出入口の設置が困難な場合は、この限りでない。

一 次に掲げる道路又はその部分に設けてはならない。

イ 道路交通法第 4 4 条第 1 項各号に掲げる道路の部分

ロ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から 5 メートル以内の道路の部分

ハ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20 メートル以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右 20 メートル以内の部分を含む。）

ニ 橋

ホ 幅員が 4 メートル未満の道路

ヘ 縦断勾配が 10 パーセントを超える道路

二 特定路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

三 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5 メートル以上とすること。

四 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上 1.4 メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ 60 度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。）の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分（特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。） 1.3 メートル

ロ その他の路外駐車場又はその部分 2 メートル

五 二から四までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自

動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。

- 六 歩道（道路構造令第2条第一号に規定する歩道をいう。）又は自転車歩行者専用道路（第48条の14第2項に規定する自転車歩行者専用道路）又は歩行者専用道路（第48条の14第2項に規定する歩行者専用道路）に面して出入口を設置する場合は、次に掲げる構造とすること。
 - イ 出入口を集約した構造とし、幅を6メートル以下とすること。（駐車マスから直接出入りを行うハーモニカ構造の禁止）
 - ロ 自動車の出入口以外の部分から、自動車の出入りができない構造とすること。

（参考）特定路外駐車場の規模は50平方メートルとする。